

別記様式(第5条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	令和6年福津市教育委員会第10回定例会	
開 催 日 時	令和6年10月31日(木)	午前 9時30分から 午前 9時59分まで
開 催 場 所	福津市役所 別館1階大ホールCDE	
委 員 名	(1) 出席委員 田中委員、村井委員、森委員 (2) 欠席委員 農崎委員	
所 管 課 職 員 職 氏 名	石津教育部長、吉住教育部理事兼主幹指導主事、吉崎教育総務課長、石井学校教育課長、芹野郷育推進課長、占部文化財課長、鶴口主幹兼指導主事、木村指導主事兼教育指導係長、内兼久総務企画係長、古沢主事	
会 議 (内 容)	・ 日程第 1	開会の宣言
	・ 日程第 2	会議録署名委員の指名について
	・ 日程第 3	報告第22号 令和6年度福津市学校給食共同調理場場長の罷免及び任命について
	・ 日程第 4	報告第23号 令和6年度福津市学校運営協議会委員の解任について臨時代理した件の承認について
	・ 日程第 5	議案第50号 小中学校の学校給食におけるの飲用牛乳の選択制に関する請願について
	・ 日程第 6	諸報告 ・ 今後のスケジュールについて
	・ 日程第 7	閉会の宣言
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	
非公開の理由		
傍聴者の数	5名	
資料の名称		

会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 録音テープを使用した全文記録
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープを使用した要点記録
	<input type="checkbox"/> 要点記録
会議録署名委員	田中委員
	森委員
その他の必要事項	
審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）	
<p>内兼久係長：教育長不在の間の会議の進行は、教育長職務代理者である田中委員にお願いしたい。</p> <p>田中委員：本日の会議には、5名の方から傍聴の申出があつている。 福津市教育委員会会議規則第14条では、会議は公開すると規定している。よって、福津市教育委員会会議傍聴人規則第2条に基づき、本日の会議の傍聴については許可する。 事務局、入室をお願いします。 （傍聴人入室） 会場での傍聴については、福津市教育委員会会議傍聴人規則に基づき実施する。 会議の進行の妨げとなるような行為については控えるようお願いする。 また、携帯電話、パーソナルコンピューター等電子機器の電源は切るようお願いする。会議の様子の録画、録音、撮影も断る。守っていただけない場合は退室をお願いすることもあるのでご了承ください。</p> <p>1 日程第1 開会の宣言 田中委員：構成委員4名のうち、ただいまの出席数は3名で、定足数に達し、委員会は成立するため、令和6年福津市教育委員会第10回定例会を開催する。 直ちに会議を開く。 本日の議事日程は、お手元に配付のとおり。</p> <p>2 日程第2 会議録署名委員の指名について 田中委員：福津市教育委員会会議規則第17条の規定に基づき、会議録は私田中と森委員で確認、署名することとする。</p> <p>3 日程第3 報告第22号 令和6年度福津市学校給食共同調理場場長の罷免及び任命について</p>	

田中委員：事務局に説明を求める。

（石井課長が報告第22号、令和6年度福津市学校給食共同調理場場長の罷免及び任命について、会議資料を用いて説明）

田中委員：本案に対する質疑を受ける。

無いようなので、質疑を終結する。

報告第22号、令和6年度福津市学校給食共同調理場場長の罷免及び任命については、福津市教育委員会事務委任規則第7条に規定する教育長の専決事項にあたるため、採決は行わない。

4 日程第4 報告第23号 令和6年度福津市学校運営協議会委員の解任について臨時代理した件の承認について

田中委員：事務局に説明を求める。

（石井課長が報告第23号、令和6年度福津市学校運営協議会委員の解任について臨時代理した件の承認について、会議資料を用いて説明）

田中委員：審議にあたり、本案は森委員の一身上に関する事件と認められる。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定により、自己の事件については、その議事に参与することができないこととされているため、森委員には、審議が終了するまで退席を求めることにしたい。

異議あるか。

無いようなので、森委員は一旦退席をお願いします。

（森委員退出）

本案に対する質疑を受ける。

無いようなので、質疑を終結する。

これより、報告第23号を採決する。

報告第23号は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願う。

（全員賛成）

全員賛成である。

よって、日程第4、報告第23号、令和6年度福津市学校運営協議会委員の解任について臨時代理した件の承認については、原案のとおり承認された。

森委員に入室していただく。

（森委員入室）

5 日程第5 議案第50号 小中学校の学校給食におけるの飲用牛乳の選択制に関する請願について

田中委員：事務局に説明を求める。

（石井課長が議案第50号、小中学校の学校給食におけるの飲用牛乳の選択制に関する請願について、会議資料を用いて説明）

石井課長：令和6年2月15日の令和6年福津市教育委員会第2回定例会

において、同一の請願者から、小中学校における学校給食の牛乳の選択制の実施に関する請願が提出され、継続審議となった後、令和6年4月25日の令和6年福津市教育委員会第4回定例会において、2つの趣旨ごとに採決が行われている。

趣旨1、小中学校での学校給食の牛乳を、児童・生徒が診断書等なしでも停止可能な選択制にしてください、不採択、趣旨2、児童・生徒が牛乳を停止する場合は、停止の理由に関わらず牛乳代が給食費から減額されるようにしてください、採択、よって、請願としては一部採択という結論であった。

今回の請願趣旨は、前回、不採択となった趣旨1にある選択制ということではなく、小中学校での学校給食の牛乳を、飲むことによる体調不良、乳糖不耐症、下痢、腹痛などや特定の食物摂取制限の理由で飲めない児童生徒が、医師の診断なしでも停止届などで停止できるようにしてくださいというものである。

田中委員：福津市教育委員会請願処理規則第5条では、教育委員会が必要があると認めるときは、請願等をした者に対し出頭を求め、直接その趣旨を述べさせることができると規定している。

請願者本人から趣旨説明をしていただく必要がある場合は請願者本人に出頭を求めたいと考える。

なお、請願者本人から趣旨説明の希望があっている。

請願者本人から、直接その趣旨を述べさせる必要があるかどうか、ご意見はあるか。

村井委員：会場に来られており、希望があるならお伺いしたい。

田中委員：それでは、請願者本人から直接請願の趣旨を説明していただくこととする。

請願者は請願者席へ。

5分以内での説明をお願いします。

請願者：請願趣旨の説明として4点述べる。

僕は、アメリカで生まれ、アメリカで育った。海外から見ると日本の給食は、質が良く、かなり高く評価されている。ただ、牛乳が、全員にほぼ強制的に提供されていることは、日本特有であり、海外から見るとかなりあり得ないことである。多くの国では、何を食べるのか、何を飲むのかを、各家庭、各児童生徒が選んで購入するのが当たり前のようになっている。もちろんカルシウム不足が心配なのはよくわかるし、配慮していただいていることに感謝している。ただ、本来の日本食に牛乳はなかった。日本の子どもの9割以上は、本人の自覚がなくても実は乳糖不耐症である、ということがわかっている。資料にもある。そのため、カルシウムを摂るのに牛乳を用いるかどうかというのは、実際に給食のお金を出している各家庭に選ぶ権利があるのではないかと思っている。例えば今回一緒に請願している方は、お子さん達の給食の牛乳を何年も断っている。しかし、牛乳代は払い続けている。牛乳代は、1年間にすると1

万円以上になるものであるため、合計するとかなりの額になるかと思う。そして、それだけではなく、その牛乳が廃棄されて食品ロスにも繋がっている。実際、この請願書にも書いたように、福津市で、年間5万本相当以上の牛乳が廃棄されてしまっている。これは数えられている分だけなので、実際にはさらに多い量だと思われる。そのため、これは絶対に見直す必要があるものだということが1点目である。

2点目、そもそもこの請願は、主に既に牛乳を飲んでいない子ども達に関してであるため、栄養の機能は、そこまで関係ないものかもしれないという点である。牛乳が嫌いな子は、一口でも飲むように指導されていることもあるようだが、やはり一口だけでは大した栄養にならないし、牛乳を飲む分、他の食材を残している可能性も考えなくてはならないと思っている。一口のために牛乳パック1個丸ごとを購入させるのもどうかと思う。

3点目、前回、請願させていただいたときは、好き嫌いのことが懸念点として挙がっていた。しかし、そもそも日本食に牛乳はないし、日本人の体質に合うとは言えないものであるため、それが嫌いだという事は、尊重されるべきなのではないかという点である。

4点目、前回は、選択制という言葉に抵抗を感じられた印象であるが、あえて選択制という言葉を使わなくてもいいという点である。もちろん選択制という言葉を使って採用してくださるとありがたいが、この請願の趣旨は、主に児童生徒の多様性の尊重、そして食品ロスの削減を目的としている。例えば、多摩市において牛乳の選択性を求める陳情があったが、その際は食品ロスの削減という趣旨が理解され、実際に選択制という言葉は使われなかったが、採択された。このように問題が、実際に解決する方向への動きをとっていただけるととてもありがたい。多摩市の牛乳停止届の仕組みは、資料に添付してあるように大変わかりやすく、実例として成功しているようであるため、ぜひ同じように実施していただければ教育委員会の皆様のご負担もできるだけ少なく、福津市にとっても、大変いいことなのではないかと思っている。

僕自身も、数年後には小学校にあがる子どもがいる。その頃にはアレルギーでなくても、診断書なしで牛乳を停止できることを強く願っている。どうか前向きにご検討いただけるようお願いする。

田中委員：本件に対するご意見や関連する質疑を受ける。

森委員：確認してもいいか。請願の趣旨において、1つは体調不良についてであり、その中身はよくわかる。もう1つ、特定の食物摂取制限の理由で飲めないというのがあるが、この中身について詳しくお聞きしたい。

請願者：例えば、宗教や思想の問題で、牛乳は健康に良くないのではないかと思われる家庭や、お子さんに飲ませたくないという方である。最近では、牛乳とかそういうものは、温暖化による気候変動への影響など環境負荷が大きいという点で、飲むことを避けている人たちも増えている。動物愛護の観点から、飲まない選択をしている人たちもいる。

森委員：説明を受けた上で、当然ながら食物アレルギーは、対象にしていけないということで確認をさせてもらう。状況によっては、特定の食物摂取制限の理由が、アレルギーとして捉えられる場合も考えられ、その部分を慎重にしたかったため質問した。どちらかということ、思想、信条などの内容であることを確認させていただいた。

田中委員：ほかにあるか。

村井委員：請願の資料の中に、福津市の現状というか、飲んでいない子たちの現状が載っていたが、もし最新の状況が、事務局の方でわかれば教えていただきたい。

石井課長：請願書でいくと、理由の冒頭部分の廃棄量のところであるが、請願者の方がとられたのは、資料からするとおそらく令和4年度の月報からのようである。最新となると、現在、令和5年度となる。事務局で確認したところ、令和5年度についても、請願書に書いてある合計約5万本の廃棄量というところが、ほぼ同等であること、そして、約250万円分という計算の方も、概ね同じような結果ということになっていた。ただ、請願書の理由の4行目にある廃棄が多い学校の部分について、学校によってはというところが、請願者の方は8%、約12本に1本と令和4年度の数字から出ているが、ここだけが若干改善しているというか、現状令和5年度は、多い学校で約6%、16本に1本相当が廃棄となっている。全体としては概ね変わっていないというのが現状である。

田中委員：ほかにあるか。

森委員：私の考えである。先ほど請願者の説明の中でも海外との話があったが、日本の場合、給食というのは給食指導、つまり給食の時間というのは実際の食の指導であり大切な時間である。言い方を変えると、教師の指導の範疇であるため、しっかり子供の栄養とかそういうものを考えながら指導していくのが、日本の教育である。ただそう言いながらも、やはり保護者との共通理解をしながらしていかないといけない。そういう視点からも考えると、現状での基本原則は、要求による撤去ということで行くべきなのではないかというのは同じ考えである。

前回でもそういう話が出たということだが、請願者の方の趣旨を伺うと同じ考えのところは実はある。アレルギーは元々アウトだと思うが、ただそれ以外にも、多様性の尊重というか、飲むことについての多様性や、色々な思想、信条、考え方が保

護者の中にもある。実際現場で校長をしていたためよくわかるが、そういう理由で飲めないときに一番辛いのは、子どもなのである。子どもが板挟みになったり、自分だけ飲まないとなるとそれも子ども達にとっては嫌だということもあったりする。

今回の請願の趣旨で、食品ロスの削減は当然のことであるし、多様性の尊重の時代にそれを大事にし、あくまでも子ども達の栄養そのものを学校で安心して指導できるようにということも考えると、アレルギーに関しては、診断書をつけることは当然であり、それ以外の体調不良や特定の食物摂取制限の理由で停止することについては、請願の資料では多摩市の例を挙げているが、このような停止届や辞退届という形で認めてもいいのではないかと考える。ただし、あくまでも私は選択制という言葉はあまり使いたくなく、特別な例外として認めていく、そして学校、学校の校長先生としっかり話し合い共通理解して、詰めていくというところで行えばいいのではないかと考える。

石井課長：今の福津市の現状の中でいくと、アレルギーは、当然診断書が必要となっている。乳糖不耐症も、医師の意見をいただいた辞退届を書いていたというのが現状である。

ただ、中には乳糖不耐症は、なかなか診断がしづらいということもご意見としていただいている。返還することは、前回一部採択しているが、給食費の返還という点からいくと、やはり保護者からのそういった停止の届け出というのがあり、それを元に返還することが必要だと考える。そのため、止める場合には今、森委員が言われたように、停止してほしいという保護者の方からの届け出は、やはり必要だろうと事務局としては考える。

村井委員：森委員や事務局からの話があり、私も内容的には大変共感する部分があるため、この形で進めていただくとよいかと考える。

田中委員：ほかにないか。

無いようなので、審議を終結する。

議案第50号を採決する。議案第50号を採択することに賛成の方は、挙手願う。

(全員賛成)

全員賛成である。

日程第5、議案第50号、小中学校の学校給食におけるの飲用牛乳の選択制に関する請願については、採択と決定した。

田中委員：採択されたが、その後のスケジュールはどのようになるか。

石井課長：今年度中というのは、少し難しい面がある。学校の方と共通理解が必要になり、保護者の方への周知等もあるため、早くても来年度の令和7年度に間に合うかどうかと考えている。

6 日程第6 諸報告

田中委員：今後のスケジュールについて。

(内兼久係長が今後のスケジュールについて、会議資料を用いて説明)

7 日程第7 閉会宣言

田中委員：以上で本日本日予定していた議事日程は全て終了した。

これで令和6年福津市教育委員会第10回定例会を閉会する。